

緊急連絡
令和2年6月18日

(一社)宮崎県農業法人経営者協会 会員 各位

(一社)宮崎県農業法人経営者協会 事務局

経営継続補助金の概要及び支援機関(法人協会支援窓口)のご案内について

当協会の事業推進につきましては、日頃よりご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、農水省ではこの度の新型コロナウイルス感染症に対して感染防止対策を行いつつ販路回復や事業継続等の取り組みを支援するため、第2次補正予算(6月12日成立)により「経営継続補助金」を措置しました。

つきましては、標記補助金について、下記によりご案内しますので、内容を確認のようしくお願いいたします。

現在、補助金申請に必須な「支援機関」を当協会事務局として準備調整しております。会員の皆様に対し、支援機関登録後ご連絡いたしますので、その後速やかに補助金申請を事務局までご相談ください。

また、標記補助金の交付申請に必要な申請書類や経営計画書等の様式を入手し次第、当協会のホームページに掲載しますので、随時いただければ幸いです。

記

A 経営継続補助金の紹介ホームページについて

【農水省】

○経営継続補助金について

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/keizoku.html

<参考>

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける農林漁業者・食品関連事業者への支援策
(支援策全般のページ) https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/support.html

B 経営継続補助金の事業内容について

1. 事業目的

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎつつ、①販路の回復・開拓、②生産・販売方式の確立・転換、③経営継続に向けた取り組み、を支援するもの

2. 補助対象者

農林漁業を営む個人・法人(常時従業員数が20人以下)

※個人事業主本人、同居の親族従業員、日々雇又は2か月以内のパートタイム労働者等を除く

3. 補助額(補助上限額)

(1) 経営継続に関する取組経費 補助率：3 / 4 (補助上限額 100 万円)

例：経費 1,333,000 円の場合は、補助額 999,750 円(経費×3/4)

(2) 感染拡大防止の取組経費 補助率：定額 (補助上限額 50 万円)

※(2)の補助額は(1)の補助額を上回らない [(1)の申請が前提]。

4. 補助対象経費

令和2年5月14日以降(令和2年12月末まで)に発生した事業遂行に必要な経費(証拠書類の添付が必要)

(1) 経営継続に関する取組経費

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①機械装置等費 (ブルドーザー、パワーショベル、作業用車両、移動販売車両等)②広報費 (ホームページ、パンフレット、チラシの作成費等)③展示会等出展費 (展示会等の出展・イベント料、ネット販売システム構築費)④旅費 (情報収集・各種調査・事業継続に必要な旅費)⑤開発・取得費 (新商品の試作品・包装パッケージ試作の原材料、デザイン・製造・改良・加工の経費、GAP認証取得の審査費用等)⑥雑役務費 (職員募集費用、宿泊料、アルバイト代、派遣料、作業委託料等)⑦借料、⑧専門家謝金、⑨専門家旅費、⑩設備処分費、⑪委託費、⑫外注費 |
|--|

(2) 感染拡大防止の取組経費

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①消毒費用 (消毒設備 (除菌剤の噴霧装置、紫外線照射機等) の購入費、消毒作業の外注費、消毒液・アルコール液の購入費)②マスク費用 (マスク・ゴーグル・フェイスシールド・ヘアネットの購入費)③清掃費用 (清掃作業の外注費、手袋・ゴミ袋・石鹸・洗浄剤・漂白剤の購入費)④飛沫対策費用 (アクリル板・透明ビニールシート・防護スクリーン・フロアマーカーの購入費・施工費)⑤換気費用 (換気扇・空気清浄機の購入費)⑥その他の衛生管理費用 (クリーニング外注費、トイレ用ペーパータオル・使い捨てアメニティ用品の購入費、体温計・サーモカメラ・携帯用アルコール検知器購入費)⑦PR費用 (ポスター・チラシの外注・印刷費) |
|--|

5. 補助の要件

補助対象経費の1 / 6以上を次のいずれかの経費に充てる必要あり

(1) 「接触機会を減らす生産・販売への転換」に要する経費

例：機械化体系確立用農機 (定植機・収穫機・スピードプレイヤー・畝立施肥機、スプリンクラー、農薬散布用ドローン、ロボット草刈機等)、農業用ハウス環境制御システム・水田の高度水管理システム、生分解性マルチ、搾乳ユニット搬送レール、ミルクカー自動離脱装置、自動給餌機・自走式配餌車、畜舎用自動洗浄機等
--

(2) 「感染時の業務継続体制の構築」に要する経費

人員削減、出荷先や資材の調達先の変更等が余儀なくされる場合に備えた対応

例：BCP（事業継続計画）策定、Web会議、オンライン栽培講習の実施など

6. 経営計画書の内容

経営概要（従業員数、資本金額、経営体制、品目、規模等）、
新型コロナウイルス感染症の影響とそれへの取組内容・取組効果、支出経費の明細等
以下の項目の取組内容（例示あり）について、自社で取り組む項目にチェック

- ア) 国内外の販路の回復・開拓
- イ) 事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換
- ウ) 円滑な合意形成の促進等

7. 補助金の申請から受領までの流れ

- ①「支援機関」（農業経営相談所や農協等）の作成支援を受けて「経営計画書」を作成
- ②「経営計画書」について「支援機関」が確認書を発行
- ③補助金交付申請書と①、②を期日までに「補助金事務局」（近日中に公表）に提出
- ④「事業実施主体」より申請者の採択等を受領（以下、採択の場合）
- ⑤「支援機関」の実行支援を受けつつ、事業を実施
- ⑥事業終了後、「支援機関」の確認を受けた事業報告書を「補助金事務局」に提出
- ⑦「補助金事務局」より補助金を受領

※支援機関：農業の場合は以下に掲げるもの

- a) 農協・農業協同組合連合会
- b) 農業経営相談所
- c) 農林水産省経営局長が指定するもの

8. 補助金の申請方法

上記Aの農水省又は事業実施主体である（一社）全国農業会議所のホームページに申請書類、提出期日等が掲載。

9. 補助金申請の留意点

(1) 早期の申請が必要

この補助金は総額が、200億3,700万円で、すべて単独申請（上限150万円）とする
と、13,358件分となる。

そのため、申請予定の場合は、早めの申請が肝要。

<この件に関する問い合わせ先>

一般社団法人宮崎県農業法人経営者協会 長友・服部

TEL：0985-73-9211、FAX：0985-52-1102

mail アドレス: hojin@agri-miyazaki.or.jp